

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第5章 内閣 (3)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

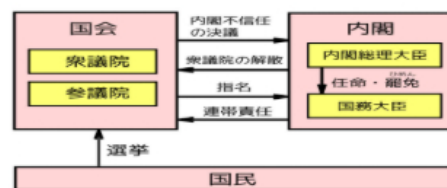
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第5章 内閣 (3)



憲法第七十条 【 総理の欠缺一・新国会の召集と内閣の総辞職 】

内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は総辞職をしなければならない。

語句説明

①欠 缺一・・・ある要件が欠けること。官職にあきができること。

概要説明

議院内閣制の観点から、内閣が総辞職しなければならない場合を規定しています。総理大臣が欠けたときは、死亡の他、除名（第58条2項）や資格訴訟裁判（第55条）の結果、国会議員としての地位を失った場合（自発的辞職も含む）も含まれます。

憲法第七十一条 【 総辞職後の内閣 】

前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。

語句説明

①任 命・・・ある職務につくよう命令すること。

概要説明

内閣が存在しないことによって国政に重大な不都合を与えないよう、新たに内閣総理大臣が任命されるまでは、引き続き総辞職した内閣が職務を行うこととしています

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.